

## 当該教育組織内の教育等に関する実施体制

### 社会文化科学教育部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
社会文化科学教育部教授会	1. 議長（教育部長） 2. 社会文化科学教育部において研究指導又は授業を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教	1. 博士の学位授与に関する事 2. 博士後期課程の学位論文の審査に関する事等
文学系教育部会議	1. 議長（副教育部長） 2. 教授会の構成員のうち、文学系のコース又は領域の教育を担当するもの	1. 教育課程の編成に関する事 2. 博士前期課程の学位論文の審査に関する事 3. 学生の除籍及び懲戒に関する事 4. 入学試験に関する事 5. 予算・施設に関する事等
法学系教育部会議	1. 議長（副教育部長） 2. 教授会の構成員のうち、法学系のコース又は領域の教育を担当するもの	1. 教育課程の編成に関する事 2. 博士前期課程の学位論文の審査に関する事 3. 学生の除籍及び懲戒に関する事 4. 入学試験に関する事 5. 予算・施設に関する事等
教授システム学系教育部会議	1. 議長（教育部長指名） 2. 教授会の構成員のうち、教授システム学専攻の教育を担当するもの	1. 教育課程の編成に関する事 2. 博士前期課程の学位論文の審査に関する事 3. 学生の除籍及び懲戒に関する事 4. 入学試験に関する事 5. 予算・施設に関する事等
教務委員会	1. 委員長 2. 副委員長 3. 委員	1. 教育課程の編成に関する事 2. 学生の身分異動、課程の修了に関する事
入試委員会	1. 委員長 2. 副委員長 3. 各専攻長	1. 入学試験の実施に関する事
学生委員会	1. 委員長 2. 副委員長 3. 委員	1. 奨学金、賞罰に関する事
FD委員会	1. 委員長 2. 副委員長 3. 委員	1. FD活動に関する事